

町民の声内容（8月8日）

【タイトル】八東ふる里の森の保全に関する条例について

八東ふる里の森の運営と保全に関する条例について問合せします。
絶滅危惧種の貴重な鳥の撮影スポットとして脚光を浴びている八東ふる里の森ですが、運営に目に余る行為が見受けられるように思います。絶滅危惧種の確認地、確認日時などを図で示し多数の人を集め絶滅危惧種の生息に影響を与えるような行為が行われているようです。これは平成18年4月1日から施行されている「八東ふる里の森の保全に関する条例」や県の保全条例にも違反している行為だと思います。町の立場ではどのようにお考えでしょうか。また、ホームページの例規集で検索してみても「八東ふる里の森の保全に関する条例」は見つかりません。この条例がどうなったかと前記のお考えを教えてください。